

### (3) 機械・施設の整備（市・県等）

#### ①各種補助制度（令和8年度）

##### 【大野市】

事業名	特産作物生産体制強化事業補助金		
対象者	大野市の特産作物である里芋、ネギ、ナス、キク、穴馬スイートコーン、穴馬かぶらの栽培に積極的に取り組むため、機械等の導入を行う農業者等		
交付額	補助上限	個人又は生産者グループ 法人又は集落営農組織等	700千円 1,000千円
	補助率	1/2	
	補助率	2/3（福井県特別栽培認証制度で認証を受けている又は申請中の場合）	
条件	3年度以内に作付面積または出荷数量を事業実施前年度の1.2倍以上、かつ別に定める基準値以上が必要。		
事業名	クリーン農業スタート事業補助金		
対象者	農産物の出荷をしている個人、法人、農業者団体又はその構成員		
交付額	・新規購入の場合	購入費の1/2	上限10千円
	・買替購入の場合	購入費の1/2	上限30千円
	※同時購入のバッテリー及び充電器等の代金も含む		
条件	農業用途で使用するバッテリー式刈払機又は噴霧器の購入、買い替えであること。		

##### 【勝山市】

事業名	農地活用支援事業（園芸作物等生産支援事業）補助金		
対象者	市内に住所又は事業所を有し販売目的を持って園芸作物等を栽培する農業者、農業生産組織、生産者グループ又は認定農業者等		
交付額	農業機械購入に係る費用が50万円まで1/2以内 50万円を超える部分は1/6以内 上限50万円		
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画書（細目書）を作成している者であること・申請年度を含む3年度以内に基準面積以上かつ作付面積を1.3倍以上とする計画を策定すること。</li> <li>※特産作物以外は面積の拡大要件なし</li> <li>・減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間は、営農を継続するものとする。</li> <li>・米の生産調整実施者であること。</li> <li>・申請を行う園芸作物等については、1事業者につき1品目とする。</li> <li>・当該事業を利用して導入する機械が中古機械でないこと。</li> <li>・当該事業を利用して導入する機械について他の補助金を受けていないこと。</li> </ul>		